

寄 附 行 為

第一章 総 則

第 一 条 本法人は、財団法人豆腐会館という。

第 二 条 本法人は、事務所を東京都台東区に置く。

第 三 条 本法人は、豆腐油揚業の改善発達を図り国民食生活の改善に資するとともに、豆腐油揚事業者及び関連事業者相互の連絡を図り、その福祉増進に寄与することをもって目的とする。

第 四 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) 豆腐油揚業に関する調査研究、指導、資料の収集及び刊行
- (二) 豆腐油揚に関する講習会、講演会、品評会、展示会、競技会等の開催
- (三) 豆腐油揚事業者及び関連事業者に対する集会及び連絡施設としての会館の設置及び運営
- (四) 豆腐油揚事業者に対する福利厚生事業
- (五) その他本法人の目的達成のために必要な事業

第二章 財産及び会計

第 五 条 本法人の財産は、基本財産及び普通財産とする。

二 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (一) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (二) 基本財産に編入すべきことを指定された寄附金品
- (三) 理事会の議決により基本財産に繰り入れた金品

三 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

第 六 条 基本財産の運用は、理事会の議決を経てこれを行う。

二 基本財産のうち金銭は、確実な金融機関に預け入れ、保管しなければならない。

第 七 条 基本財産は、これを処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会及び理事会においてそれぞれ出席者の三分の二以上の同意を得、かつ、農林水産大臣の承認を得て、これを処分することができる。

第 八 条 本法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

第 九 条 本法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第 十 条 会長は、毎会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、評議員会の同意及び理事会の議決を経て農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第 十 一 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。

二 前項の規定により執行した収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

第十二条 会長は、毎会計年度終了後速やかに、事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成し、監事の監査を受け、その報告書を付して評議員会の同意及び理事会の議決を経て、農林水産大臣に報告しなければならない。

二 会長は、前項の書類を事務所に備え付けておかなければならない。

第十三条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その当該会計年度の収入をもって返済する一年以内の短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

第3章 会 員

第十四条 本法人は、事業の円滑な推進を図るため、会員制度を設ける。会員の種別は、次のとおりとする。

- (一) 正会員 都道府県豆腐油揚事業者団体
- (二) 賛助会員 本法人の趣旨に賛同し、金品を寄贈した者で理事会の推薦を受けた者
- (三) 名誉会員 学識経験者及び本法人に対する功績顕著な者で理事会の推薦を受けた者

第十五条 本法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

二 前項の規程により加入申込書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 定款又はこれに代わるべき規程
- (二) 代表者の氏名及び住所を記載した書類
- (三) その他会長が必要と認めた書類

第十六条 会員は、次の事由により本法人を脱退する。

- (一) 会員から脱退の申出があったとき
- (二) 会員たる資格の喪失
- (三) 解散
- (四) 除名

二 前項第一号の申出は、脱退届を会長に提出して行わなければならない。

第十七条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。この場合においては、理事会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

- (一) 本法人の事業を妨げ、又は本法人の名誉を損傷する行為をしたとき。
- (二) 寄付行為又は理事会の議決を無視する行為をしたとき。

第十八条 会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所の変更があったときは、遅滞なく、本法人にその旨届け出なければならない。

第十九条 会員は、無償で本法人の刊行物の配布を受け、又は本法人に対し研究、調査を委嘱することができる。

第二十条 この寄附行為に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は理事会において別に定める。

第四章 役員

第二十一条 本法人に、次の役員を置く。

- (一) 理事 十一人以上十三人以内
- (二) 監事 二人

二 理事のうち一人を会長とする。

第二十二条 会長は、本法人を代表し、業務を統括する。

二 理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは理事の互選によってその職務を代行する。

三 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

四 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

第二十三条 役員は、評議員会において選任する。

二 会長は、理事の互選により選任する。

三 理事のうち同一親族(三親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の三分の一を超えてはならない。

四 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第二十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

二 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

三 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第二十五条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て当該役員を解任することができる。この場合においては、理事会の会日の十日前までに、当該役員に対しその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(一) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(二) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第二十六条 常時勤務する役員には、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

二 役員には、費用を便量することができる。

第五章 理事会

第二十七条 理事会は、理事をもって構成する。

二 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要事項を議決する。

第二十八条 理事会は、会長が招集する。

二 理事の三分の一以上が必要と認めたときは、いつでも会長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

三 前項の請求をした理事は、請求した日から二週間以内に正当な理由なく会長が理事会を招集しないときは、自ら理事会を招集することができる。

四 理事会の招集は、会日の十日前までに到着するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるとき又は緊急を要するときは、その期間を三日前までに短縮することができる。

第二十九条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる場合に開催する。

(一) 会長が必要と認めたとき。

(二) 前条第二項の規定により、理事の三分の一以上から請求のあったとき。

第三十条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第三十一条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事の過半数が出席した場合において、その過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

第三十二条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって又は他の理事を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第三十三条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(一) 開催の日時及び場所

(二) 理事数並びにその出席者数及び氏名(書面又は代理人による議決者の場合にあつては、その旨付記すること。)

(三) 議事の経過の概要

(四) 議案別の議決の結果

(五) 議事録署名人の選任に関する事項

二 議事録には、議長のほか、出席した理事の中から選任された議事録署名人二人以上が署名するものとする。

第六章 評議員及び評議員会

第三十四条 本法人の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

第三十五条 評議員会は、評議員十一人以上十三人以内をもって構成する。

二 評議員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

三 第二十三条第三項の規定は、評議員に準用する。

四 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第三十六条 評議員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

二 第二十四条第二項及び第三項の規定は、評議員に準用する。

第三十七条 評議員会は、会長が招集する。

二 評議員会の招集は、会日の七日前までに到着するよう会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって評議員に通知してするものとする。

第三十八条 評議員は、会長の諮問に応じ、本法人の運営に関する事項を審議する。

二 会長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会が必要と認めた事項について、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

第三十九条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

二 第三十一条から第三十三条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第四十条 評議員には、費用を弁償することができる。

第七章 寄附行為の変更並びに解散

第四十一条 この寄附行為は、評議員会の同意及び理事会における三分の二以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を得なければ変更することができない。

第四十二条 本法人は、評議員会の同意及び理事会における三分の二以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可があったとき解散する。

二 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を得て、本法人と類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

第八章 事務局及び職員

第四十三条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

二 事務局には、必要な職員を置く。

三 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第九章 雑 則

第四十四条 本寄附行為の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

一. 本寄附行為は、主務官庁の設立認可のあった日(昭和三十年十月二十一日)より施行する。

附 則

一. 本寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成十一年十月七日)から施行する。

附 則

一. 本寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成十三年五月十七日)から施行する。